

第4章 多様な福祉・介護サービス基盤の整備

【基本政策】

県全域及び各圏域ごとに、第7期計画期間中に必要な介護サービス量を見込むとともに、団塊の世代が75歳以上となり介護需要の増大が見込まれる平成37年度(2025)に必要な介護サービス量を見込み、適切なサービスの確保に努めます。

高齢化が一層進展する中で、重度の要介護状態や一人暮らし高齢者世帯、あるいは認知症等の状態になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制を推進します。

また、居住の場としての高齢者向け住宅の確保や、在宅での生活が困難な緊急性の高い要介護高齢者に対する介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の整備など、多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。

1 介護保険サービスの整備計画

(1) 各年度における被保険者の状況の見込み

①被保険者数の推計

平成32年度(2020)には、本県の第1号被保険者数(65歳以上人口)は約58万人になると見込まれています。

[被保険者数の年次別推計]

(単位：千人)

| 区 分 | 平成30年度(2018) | 平成31年度(2019) | 平成32年度(2020) |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1号被保険者(65歳以上) | 567,318 | 573,621 | 580,176 |
| 第2号被保険者(40～64歳) | 656,264 | 652,454 | 648,064 |
| 計 | 1,223,582 | 1,226,075 | 1,228,240 |

注：介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

②要介護者等の数の推計

平成32年度(2020)には、要介護者等の数が約10万7千人になると見込まれています。

[要介護者等数の年次別推計]

(単位：千人)

| 区 分 | 平成30年度(2018) | 平成31年度(2019) | 平成32年度(2020) |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 要介護者等数 | 100,687 | 103,897 | 107,552 |
| 要支援1・2及び要介護1の認定者数 | 24,131 | 24,871 | 25,482 |
| 要介護2～5の認定者数 | 76,556 | 79,026 | 82,070 |

注：介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

(2) 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みは、次のとおりです。なお、この見込み量は、市町村介護保険事業計画の見込み量を集計したものです。

①介護給付対象サービスの量の見込み

(単位:回、日、人、千円/年間)

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | 平成37年度 |
|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|--|-----------|
| (1)居宅サービス | | | | | | |
| ①訪問介護 | 回数 | 3,278,514 | 3,435,347 | 3,613,932 | | 4,069,231 |
| ②訪問入浴介護 | 回数 | 46,222 | 49,818 | 54,748 | | 69,166 |
| ③訪問看護 | 回数 | 800,839 | 887,663 | 980,231 | | 1,303,016 |
| ④訪問リハビリ | 回数 | 151,520 | 170,900 | 194,036 | | 299,414 |
| ⑤居宅療養管理指導 | 人数 | 7,866 | 8,727 | 9,888 | | 11,327 |
| ⑥通所介護 | 回数 | 3,585,714 | 3,780,138 | 3,974,857 | | 4,578,589 |
| ⑦通所リハビリ | 回数 | 724,794 | 774,355 | 821,213 | | 951,654 |
| ⑧短期入所生活介護 | 日数 | 869,491 | 918,186 | 976,978 | | 1,276,478 |
| ⑨短期入所療養介護 | 日数 | 94,693 | 100,309 | 106,283 | | 142,168 |
| ⑩特定施設入居者生活介護 | 人数 | 2,240 | 2,321 | 2,460 | | 2,871 |
| ⑪福祉用具貸与 | 給付費 | 3,752,517 | 3,954,861 | 4,158,194 | | 4,755,344 |
| ⑫特定福祉用具販売 | 給付費 | 140,863 | 148,576 | 157,449 | | 181,259 |
| (2)地域密着型サービス | | | | | | |
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数 | 298 | 392 | 481 | | 579 |
| ②夜間対応型訪問介護 | 人数 | 25 | 25 | 25 | | 50 |
| ③認知症対応型通所介護 | 回数 | 127,940 | 136,001 | 147,550 | | 188,477 |
| ④小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 2,160 | 2,333 | 2,489 | | 3,031 |
| ⑤認知症対応型共同生活介護 | 人数 | 3,164 | 3,278 | 3,386 | | 3,757 |
| ⑥地密型特定施設入居者生活介護 | 人数 | 52 | 55 | 56 | | 69 |
| ⑦地密型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数 | 1,289 | 1,393 | 1,455 | | 1,667 |
| ⑧看護小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 198 | 218 | 322 | | 361 |
| ⑨地域密着型通所介護 | 回数 | 707,639 | 750,037 | 793,315 | | 1,032,647 |
| (3)住宅改修 | 給付費 | 457,769 | 489,229 | 523,303 | | 599,925 |
| (4)居宅介護支援 | 人数 | 42,823 | 44,449 | 46,018 | | 50,442 |
| (5)介護保険施設サービス | | | | | | |
| ①介護老人福祉施設 | 人数 | 10,144 | 10,477 | 10,843 | | 12,473 |
| ②介護老人保健施設 | 人数 | 6,372 | 6,482 | 6,616 | | 7,717 |
| ③介護医療院 | 人数 | 10 | 66 | 73 | | 667 |
| ④介護療養型医療施設 | 人数 | 424 | 415 | 399 | | 0 |

②介護予防給付対象サービスの量の見込み

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | 平成37年度 |
|-------------------|-----|---------|---------|---------|--|---------|
| (1)介護予防サービス | | | | | | |
| ①介護予防訪問入浴介護 | 回数 | 360 | 492 | 552 | | 1,020 |
| ②介護予防訪問看護 | 回数 | 131,796 | 143,448 | 161,316 | | 212,892 |
| ③介護予防訪問リハビリ | 回数 | 29,184 | 31,728 | 34,248 | | 45,744 |
| ④介護予防居宅療養管理指導 | 人数 | 456 | 514 | 562 | | 709 |
| ⑤介護予防通所リハビリ | 人数 | 3,032 | 3,232 | 3,679 | | 4,043 |
| ⑥介護予防短期入所生活介護 | 日数 | 17,784 | 20,964 | 24,900 | | 37,428 |
| ⑦介護予防短期入所療養介護 | 日数 | 720 | 936 | 1,140 | | 1,836 |
| ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数 | 341 | 373 | 401 | | 470 |
| ⑨介護予防福祉用具貸与 | 給付費 | 363,514 | 386,670 | 413,188 | | 501,223 |
| ⑩特定介護予防福祉用具販売 | 給付費 | 46,839 | 49,066 | 51,627 | | 58,225 |
| (2)地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| ①介護予防認知症対応型通所介護 | 回数 | 1,668 | 2,088 | 2,196 | | 2,508 |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 194 | 206 | 232 | | 275 |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数 | 23 | 25 | 28 | | 35 |
| (3)住宅改修 | 給付費 | 255,471 | 274,304 | 294,662 | | 338,213 |
| (4)介護予防支援 | 人数 | 8,873 | 9,249 | 9,146 | | 10,238 |

(3) 介護保険事業費の見込み

介護保険サービスに係る給付費(総費用から利用者負担を除いた額)の見込み、及び地域支援事業にかかる費用の見込みは、次のとおりです。

なお、この見込みは、市町村介護保険事業計画の見込み額を集計したものです。

①介護給付対象サービス

(単位:千円)

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | 平成37年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|--|-------------|
| 居宅サービス | 71,986,957 | 76,052,274 | 80,465,219 | | 94,647,342 |
| 地域密着型サービス | 26,392,966 | 28,106,435 | 29,783,204 | | 35,382,159 |
| 施設サービス | 52,064,489 | 53,589,506 | 55,068,928 | | 63,900,163 |
| 計 | 150,444,412 | 157,748,215 | 165,317,351 | | 193,929,664 |

②介護予防給付対象サービス

(単位:千円)

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | 平成37年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--|-----------|
| 居宅サービス | 3,273,864 | 3,513,296 | 3,869,209 | | 4,565,126 |
| 地域密着型サービス | 222,789 | 239,961 | 267,549 | | 322,464 |
| 計 | 3,496,653 | 3,753,257 | 4,136,758 | | 4,887,590 |

③地域支援事業

(単位:千円)

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総合事業費 | 5,400,402 | 5,733,448 | 6,066,091 | 6,506,745 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 3,279,867 | 3,477,125 | 3,608,471 | 3,989,254 |
| 計 | 8,680,269 | 9,210,573 | 9,674,562 | 10,495,999 |

(4) 第1号被保険者の介護保険料(基準額:月額)

各市町村における計画期間(平成30～32年度(2018～2020))の介護保険料(基準額)の県平均月額(*1)は※集計中円となっています。また、平成37年度(2025)には※集計中円程度になると試算されています。

なお、平成37年度(2025)の試算額は、市町村による試算額の平均値です。(*2)

(5) 計画期間(平成30～32年度(2018～2020))における整備方針・整備計画

①居宅サービス・介護予防サービス(*3)・地域密着型(介護予防)サービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設を除く)

在宅の要介護(支援)者を支えていくため、各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえ、必要となるサービス量の確保に努めます。

また、地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、「地域包括ケアシステム」を構築する上で重要なものであり、その整備について市町村担当者を対象とする研修会を行うこと等で市町村への積極的支援を行います。

なお、介護保険又は障害福祉の両方のサービスを実施できる「共生型サービス」について、地域の実情に応じて導入が進むよう支援します。

②介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行等による家庭の状況により、在宅での介護が難しくなっているケースが多くなっています。そのため、特別養護老人ホームについては、中重度者の受け入れ施設として特化しながら、各地域の実態を十分に踏まえた上で、引き続き必要な整備を行います。

なお、社会福祉法人が運営する公的な性格が強い施設であることから、今後はその専門的な知識やノウハウを活かしながら、地域に暮らす高齢者の見守りや生活支援サービス等を担っていくことが期待されています。

*1 県平均月額は、各市町村被保険者数に月額保険料額を乗じて足上げたものを全市町村の被保険者数で割り返したもの(加重平均)。

*2 平成37年度の保険料は、現時点での推計を参考掲載したものであり、大幅に変更する可能性がある。

*3 介護予防サービスは、日常生活上の基本動作がほぼ自立しており、状態の維持可能性の高い軽度者(要支援1及び2)の高齢者を対象としている。平成18年4月の制度改正により、自立支援により役立つサービス内容への転換が図られたと同時に、介護予防効果が科学的に裏付けられた筋力トレーニングや栄養改善、口腔ケアなどのサービスも導入された。介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、市町村の行う地域支援事業に、平成29年度までに移行する。

【整備に当たっての考え方】

- 中重度者の受入れ施設として特化しながら、在宅での生活が困難な高齢者が、早期に入所できるよう、各地域の実態を十分に踏まえた上で、引き続き必要な整備を進めます。
- 今後の特養整備については、入所者の方々が安心して継続的なサービスを受けるためには、施設の安定的な経営も必要であることから、広域型特養については、現在、定員規模が40床～60床程度の特養における、増床を優先した整備を進めます。
- 住み慣れた地域で施設サービスを受けられるよう、地域密着型特養の整備を進めます。その際には、本体施設と連携したサテライト型施設や、使われなくなった学校など公共施設の跡地等の活用についても検討します。
- 入所者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取りに関する理解と体制の整備を促進します。
- ユニット型個室の整備と併せて、地域の実情に応じた従来型多床室の整備も進めます。
- 多床室にあっては、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、プライバシーにも十分配慮した設備の普及に努めます。
- 地域における高齢者福祉の拠点とするため、在宅サービスや生活支援サービスと連携した整備を進めます。

[平成37年度(2025)目標値(群馬県)]

| 目 標 項 目 | 平成28年度末(2016) 現在 | 平成37年度(2025) 目標 |
|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 介護老人福祉施設の個室・ユニットケアの割合 | 42.1 % | 50 %以上 |

注：介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

■整備目標数

ア 特別養護老人ホーム(広域型+地域密着型)

| | 平成29年度末 の定員数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 合 計 | 12,093 | 315 | 277 | 298 | 890 | 12,983 |
| 広 域 型 計 | 10,500 | 228 | 190 | 240 | 658 | 11,158 |
| 地域密着型計 | 1,593 | 87 | 87 | 58 | 232 | 1,825 |

【内訳】

(ア) 広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の 定 員 数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|-------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 10,500 | 228 | 190 | 240 | 658 | 11,158 |
| 前 橋 | 1,787 | 50 | | | 50 | 1,837 |
| 高崎安中 | 1,981 | 90 | 90 | 90 | 270 | 2,251 |
| 渋 川 | 690 | | 60 | | 60 | 750 |
| 藤 岡 | 420 | | | | | 420 |
| 富 岡 | 589 | | | | | 589 |
| 吾 妻 | 356 | | | | | 356 |
| 沼 田 | 626 | | | | | 626 |
| 伊 勢 崎 | 1,095 | 8 | 20 | 80 | 108 | 1,203 |
| 桐 生 | 1,085 | | | 20 | 20 | 1,105 |
| 太田館林 | 1,871 | 80 | 20 | 50 | 150 | 2,021 |

(イ) 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の 定 員 数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|-------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 1,593 | 87 | 87 | 58 | 232 | 1,825 |
| 前 橋 | 130 | 29 | | | 29 | 159 |
| 高崎安中 | 753 | 58 | 58 | 58 | 174 | 927 |
| 渋 川 | 0 | | | | | |
| 藤 岡 | 0 | | | | | |
| 富 岡 | 61 | | | | | 61 |
| 吾 妻 | 78 | | | | | 78 |
| 沼 田 | 121 | | | | | 121 |
| 伊 勢 崎 | 69 | | | | | 69 |
| 桐 生 | 118 | | | | | 118 |
| 太田館林 | 263 | | 29 | | 29 | 292 |

③介護老人保健施設

要介護高齢者の心身の状況に応じて、適切な医療、看護・介護、リハビリテーション等を提供することにより、心身機能の維持回復を図り、できる限り住み慣れた地域での生活が維持出来るよう、要介護者の状況や施設整備率等を勘案し、地域包括ケアシステムの構築や地域の実情を踏まえた適切な整備を進めます。

【整備に当たっての考え方】

- 地域包括ケアシステムの構築を見据え、介護老人保健施設の本来の機能である在宅復帰支援機能・在宅療養支援機能の強化を念頭に、必要な整備を行います。
- 要介護高齢者の伸び率、医療機関からの退院患者の動向、介護老人福祉施設の整備状況等を踏まえ、整備を行います。
- 在宅療養支援のためには、施設と家庭との距離が近い必要があることから、地域のバランスを考慮した整備に努めます。
- 認知症ケアへの対応が極めて重要であることから、認知症専門棟やユニット型施設の整備を引き続き進めます。

■整備目標数

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の定員見込数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 6,763 | 10 | 40 | 70 | 120 | 6,883 |
| 前 橋 | 1,034 | 10 | | | 10 | 1,044 |
| 高 崎 安 中 | 1,685 | | | 50 | 50 | 1,735 |
| 渋 川 | 520 | | 20 | | 20 | 540 |
| 藤 岡 | 230 | | | | | 230 |
| 富 岡 | 448 | | | | | 448 |
| 吾 妻 | 230 | | | | | 230 |
| 沼 田 | 367 | | | | | 367 |
| 伊 勢 崎 | 549 | | | | | 549 |
| 桐 生 | 620 | | | | | 620 |
| 太 田 館 林 | 1,080 | | 20 | 20 | 40 | 1,120 |

注：計画期間（平成30年度～32年度）における整備目標数には、介護療養型医療施設等からの転換分を含んでいない。

④介護医療院

介護医療院は、平成29年(2017)6月の法改正により、新たに設けられた介護保険施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設となります。

【整備に当たっての考え方】

- 療養病床等からの転換を考慮し、介護医療院に関する情報提供及び助言等に努めます。

⑤介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は平成35年度末(2023)で廃止されることになっていますが、現に療養病床に入院している方が必要なサービスを受け続けることができるよう、介護老人保健施設や介護医療院等への転換などの再編成に取り組みます。

【再編成に当たっての考え方】

- 開設者の意向等を踏まえた再編成に取り組みます。
- 介護療養型医療施設に対する各種情報提供及び助言等に努めます。

⑥特定施設入居者生活介護

要介護者の増加や家庭の状況により、在宅での介護が難しくなっているケースが多くなっているため、高齢者が適切な生活支援や介護を受けながら生活することのできる施設が求められています。

地域の実情と高齢者の多様なニーズに対応した施設を整備するため、介護専用型特定施設及び混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定を行います。

【指定に当たっての考え方】

- 各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえて、特定施設の利用希望者数や介護保険施設の整備状況等を考慮して指定を行います。

■介護専用型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定

介護専用型特定施設については、高崎安中圏域において指定を予定しています。

| 圏 域 名 | 平成29年度末(2017)の定員数 | 平成32年度末(2020)の定員数 |
|---------|-------------------|-------------------|
| 県 全 体 | 172 (50) | 202 (50) |
| 前 橋 | 0 | 現状維持 |
| 高 崎 安 中 | 122 | 152 |
| 渋 川 | 0 | 現状維持 |
| 藤 岡 | 0 | 現状維持 |
| 富 岡 | 0 | 現状維持 |
| 吾 妻 | 0 | 現状維持 |
| 沼 田 | 0 | 現状維持 |
| 伊 勢 崎 | 0 | 現状維持 |
| 桐 生 | 0 | 現状維持 |
| 太 田 館 林 | 50 (50) | 現状維持 |

注1：介護専用型特定施設とは、原則として要介護者のみが入居できる特定施設です。

注2：カッコ内は、地域密着型特定施設（内数）です。

■混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定上限数

混合型特定施設については、次のとおり必要利用定員総数（指定上限数）を設定します。

対象となる施設種別は、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）及び軽費老人ホームです。

なお、養護老人ホームについても、混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定を受けることにより、入所者に対して介護サービスを提供することができます。このことは、施設や入所者への影響が大きいため、養護老人ホームについては必要利用定員総数（指定上限数）を設けず、市町村との調整が図られたものについて指定することとします。

また、軽費老人ホームについては、公的な役割を担う社会福祉施設として、今後介護需要にも十分に対応していくことが求められることから、入所者の要介護度に応じた特定施設の指定を進めます。

[設定項目]

| 設 定 項 目 | 設 定 内 容 |
|------------------------------|----------|
| 必要利用定員総数に占める要介護者の推定利用定員総数の割合 | 60%（県平均） |

[指定上限数]

| 圏 域 名 | 要介護者の推定利用定員総数（A） | | | | | | 必要利用定員総数（指定上限数） （自立・要支援を含む）（A/60%） | | | | | |
|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|---------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|
| | 平成29 年度末 | 平成30 年 度 | 平成31 年 度 | 平成32 年 度 | 計 | 平成32 年度末 | 平成29 年度末 | 平成30 年 度 | 平成31 年 度 | 平成32 年 度 | 計 | 平成32 年度末 |
| 県 全 体 | 1,990 | 19 | 84 | 66 | 169 | 2,159 | 3,317 | 32 | 140 | 110 | 282 | 3,599 |
| 前 橋 | 360 | | | 48 | 48 | 408 | 600 | | | 80 | 80 | 680 |
| 高崎安中 | 542 | 18 | 18 | 18 | 54 | 596 | 904 | 30 | 30 | 30 | 90 | 994 |
| 渋 川 | 47 | | | | | 47 | 79 | | | | | 79 |
| 藤 岡 | 21 | | | | | 21 | 35 | | | | | 35 |
| 富 岡 | 114 | | 30 | | 30 | 144 | 190 | | 50 | | 50 | 240 |
| 吾 妻 | 51 | | | | | 51 | 85 | | | | | 85 |
| 沼 田 | 231 | | | | | 231 | 386 | | | | | 386 |
| 伊 勢 崎 | 91 | | 36 | | 36 | 127 | 153 | | 60 | | 60 | 213 |
| 桐 生 | 96 | | | | | 96 | 160 | | | | | 160 |
| 太田館林 | 435 | 1 | | | 1 | 436 | 725 | 2 | | | 2 | 727 |

⑦認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

■必要利用定員総数

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の 定 員 数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 3,259 | 51 | 126 | 54 | 231 | 3,490 |
| 前 橋 | 459 | 9 | 27 | | 36 | 495 |
| 高 崎 安 中 | 801 | 18 | 27 | 18 | 63 | 864 |
| 渋 川 | 180 | | 9 | | 9 | 189 |
| 藤 岡 | 144 | | | | | 144 |
| 富 岡 | 189 | | | | | 189 |
| 吾 妻 | 189 | 18 | | | 18 | 207 |
| 沼 田 | 179 | | 36 | | 36 | 215 |
| 伊 勢 崎 | 252 | | 9 | 18 | 27 | 279 |
| 桐 生 | 270 | | 9 | | 9 | 279 |
| 太田館林 | 596 | 6 | 9 | 18 | 33 | 629 |

⑧小規模多機能型居宅介護

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

■必要利用定員総数

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の登録定員数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 3,120 | 29 | 118 | 25 | 172 | 3,292 |
| 前 橋 | 491 | 29 | 29 | | 58 | 549 |
| 高 崎 安 中 | 878 | | 25 | 25 | 50 | 928 |
| 渋 川 | 137 | | | | | 137 |
| 藤 岡 | 108 | | | | | 108 |
| 富 岡 | 108 | | | | | 108 |
| 吾 妻 | 50 | | 35 | | 35 | 85 |
| 沼 田 | 199 | | | | | 199 |
| 伊 勢 崎 | 323 | | | | | 323 |
| 桐 生 | 233 | | | | | 233 |
| 太田館林 | 593 | | 29 | | 29 | 622 |

⑨看護小規模多機能型居宅介護

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

■必要利用定員総数

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の登録定員数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----|-------------------|
| 県 全 体 | 228 | | 112 | 29 | 141 | 369 |
| 前 橋 | | | 29 | | 29 | 29 |
| 高 崎 安 中 | 112 | | | | | 112 |
| 渋 川 | | | 29 | | 29 | 29 |
| 藤 岡 | | | 25 | | 25 | 25 |
| 富 岡 | | | 29 | | 29 | 29 |
| 吾 妻 | | | | | | |
| 沼 田 | 29 | | | 29 | 29 | 58 |
| 伊 勢 崎 | 29 | | | | | 29 |
| 桐 生 | 58 | | | | | 58 |
| 太 田 館 林 | | | | | | |

⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

■整備箇所数

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の整備箇所数 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 計 | 平成32年度末 の整備目標数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|---|-------------------|
| 県 全 体 | 11 | 2 | 4 | 3 | 9 | 20 |
| 前 橋 | 1 | 1 | | | 1 | 2 |
| 高 崎 安 中 | 5 | | | 1 | 1 | 6 |
| 渋 川 | 1 | | 1 | | 1 | 2 |
| 藤 岡 | | 1 | | | 1 | 1 |
| 富 岡 | | | | | | |
| 吾 妻 | | | 1 | | 1 | 1 |
| 沼 田 | 1 | | | | | 1 |
| 伊 勢 崎 | 1 | | 2 | 1 | 3 | 4 |
| 桐 生 | 1 | | | | | 1 |
| 太 田 館 林 | 1 | | | 1 | 1 | 2 |

(6) 施設における生活環境の改善・安全性の確保

施設においては、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援するとともに、高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるよう生活環境の整備や、世代間交流・地域行事への参加など地域に開かれた施設とすることが求められており、各施設におけるこれらの取組を促します。

【具体的な取組】

- 地域住民の交流の場としての活用やボランティアとの協働など、地域福祉の中心的役割を担うための取組の促進を図ります。
- 建設後の経過年数や耐震性を勘案して、施設の改修、改築について支援を行います。
- ユニット型施設においては、施設の特性を十分に生かしながら、入所者一人一人の状態に合わせたサービスを提供できるよう、「ユニットケア」の理解促進に努めます。
- 多床室では、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、入所者のプライバシーにも十分配慮した設備の普及を図ります。
- 平成27年(2015)4月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置等に対する指導・支援を行います。

2 介護サービスの質の確保

(1) 介護サービス情報の公表等

高齢者や家族が介護サービス事業者を自ら選択することを支援するとともに、利用している介護サービス事業者の状況が確認できるよう、介護保険サービスの内容や運営状況に関する客観的な事業者情報を提供します。

【具体的な取組】

- 「介護サービス情報の公表制度」により標準化された客観的な項目について、インターネットにより定期的に公表します。
- 公表された介護サービス情報が県民に活用されるよう公表制度の周知に努めます。
- 介護サービス情報の公表制度以外の情報提供について、検討を行います。(利用料の目安など)
- 関係団体が行う情報提供体制(特別養護老人ホーム等の待機者・空室情報提供システム等)を支援し、県民への情報提供に努めます。

(2) 事業者への指導

介護保険サービスの利用者が安心して適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対する指導・監査を強化し、介護保険制度の信頼性の確保や利用者保護に努めます。

また、介護サービス事業者の指定等を行っている中核市や他の市町村における事業者への指導等について支援を行います。

【具体的な取組】

- 介護サービス事業者の適切な指定や指定の更新を行います。
- 介護サービス事業者に対し定期的な実地指導を行い、基準が遵守されているか確認するとともに、不適正な請求の防止とサービスの質の向上を目的とする指導を行います。また、増加傾向にある高齢者向け住宅併設の居宅サービス事業所等に対して重点的に実地指導を実施し、適正な運営について指導を行います。
- 介護サービス事業者に対する集団指導の強化・充実を図ります。その際、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された不適正事項について注意喚起を行うなど効果的な指導を行います。また、実施に当たっては効率的・効果的に行えるよう中核市や他の市町村との連携に努めます。
- 介護サービス事業者に対し、従業者による高齢者の虐待を防止するための体制整備や虐待の早期発見、適切な初動対応が行われるよう指導、啓発を行います。また、万一、虐待が発生した場合は、市町村と連携して迅速に被害高齢者の安全を確保し、適切な対策を講じます。
- 中核市や他の市町村が行う事業者への指導等について、助言や実地指導への同行などの支援を行います。

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の適正な実施

一定の研修を受けた介護職員等は、平成24年(2012)4月から一定の基準を満たす事業者において、たんの吸引等(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)を実施できることになりました。

たんの吸引等を必要とする利用者が適切なサービスを受けられるよう、引き続きその提供体制の整備を図ります。

【具体的な取組】

- 法令等に基づき、介護職員等への認定証の交付、事業者の登録、研修機関の登録を行います。

3 高齢者の住まいの確保と住環境整備

(1) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)

高齢化の進展や要介護者の増加に伴い、有料老人ホームが増加しています。

高齢者の権利擁護やサービスの質の維持・向上を図るため、適切な指導・監督に努めます。また、防火等の安全対策を強化し、入居者の安全性を確保します。

【具体的な取組】

- 施設運営事業者に対する研修等を行うとともに、必要に応じ、施設に対する立入検査等を行い、サービスの質の向上に取り組みます。
- 入居者の福祉の向上を図るため、未届施設に対する実態把握及び届出指導に努めます。
- 平成27年(2015)4月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置などを働きかけます。

[有料老人ホームの定員見込数]

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の定員数(見込) | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 平成32年度末 見 込 数 |
|-------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 県 全 体 | 8,957 | 400程度 | 400程度 | 400程度 | 10,157程度 |

注：定員見込数等は開所済定員見込

(2) サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く）

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住むことができるよう、状況把握サービスと生活相談サービスが提供され、バリアフリー構造を備えた賃貸住宅です。

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は、重要です。

そのため、サービス付き高齢者向け住宅の確保に努めるとともに、そのサービスの質の維持・向上に向け、適切な指導・監督に努めます。

【具体的な取組】

- 施設運営事業者に対する研修等を行うとともに、住宅部局と連携し、法令や指導指針・設計指針に基づく指導及び施設に対する立入検査等を行い、サービスの質の向上に取り組みます。
- サービス付き高齢者向け住宅については、地域包括ケアシステムの観点から、入居者の生活利便性に配慮した立地を確保できるよう努めます。

[サービス付き高齢者向け住宅の供給見込数]

| 圏 域 名 | 平成29年度末 の住戸数(見込) | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 平成32年度末 見 込 数 |
|-------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 県 全 体 | 4,512 | 100程度 | 100程度 | 100程度 | 4,812程度 |

注：住戸見込数等は開所済住戸見込

(3) 多様な住まいの確保

一人暮らしの高齢者や独立して生活することに不安のある高齢者世帯が安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の多様なニーズにかなった住宅やサービスを選択できるように、高齢者の住まいに対する需要に的確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって生活できる住環境の確保に取り組みます。

【具体的な取組】

- 高齢者向け、高齢者同居世帯向けの公営住宅の供給を促進し、公営住宅の建替により創出した用地を活用した高齢者居宅生活支援施設等(*1)の併設を検討します。
- スマートウェルネス計画(*2)に基づき実施される事業の促進のための支援をします。

*1 居宅において介護保険制度等の包括的な制度によらない生活支援サービスを含む保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業の用に供する施設

*2 住宅団地等における高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保、地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組に関する計画

- 群馬県空き家利活用推薦協議会との連携により、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）の「マイホーム借上げ制度」を活用して、生活支援サービスが充実している地域など高齢者が希望する住まいへの住み替えや子世帯との同居・近居を支援します。
- 県営住宅に入居している高齢単身者世帯を中心に、保健師等の個別訪問による健康相談や安否確認を目的とした見守りサービスの実施を推進します。
- 群馬県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金）等を周知し、リバースモーゲージ制度の活用の推進を図ります。

（４）住宅のバリアフリー化

高齢者や障害者だけではなく、「できるだけ多くの人利用可能」であり、「バリアを最初からつからない」という「ユニバーサルデザイン」の基本的な考え方にに基づき、誰もが暮らしやすい住宅について、普及・啓発及びNPO・ボランティア団体等との協働による整備支援を推進し、介助のしやすさ、移動の容易性等に配慮した、高齢者に適した住宅の整備を促進するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化を促進します。

【具体的な取組】

- 介護保険制度による住宅改修に加え、県単独事業「在宅要援護者総合支援事業」の住宅改造費補助により、既存住宅のバリアフリー化を支援します。
- 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、関係団体等との連携により、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅について、支援及び普及・啓発活動を行います。
- 高齢者が安全に、安心して暮らせる住まいの確保のため、公営住宅の建替時に住戸を高齢者対応にするとともに、既存住宅については住戸改善を行うなど、公営住宅のバリアフリー化を推進します。

（５）住宅に関する相談・情報提供

県民からの住宅に関する様々な相談に的確に対応し、県民が必要とする情報を迅速に提供できるよう、高齢者の住まいに関する相談窓口を整備し、住まいに関する情報提供の推進を図ります。

【具体的な取組】

- 群馬県住宅供給公社内の「ぐんま住まいの相談センター」において、高齢者向け住宅設備を体験できるコーナーの設置や情報提供を行うとともに、住宅に関する様々な相談に応じ、高齢者等の居住の安定確保を支援します。
- 高齢者の居住安定確保のため、群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。
- 保証人不要の民間賃貸住宅の普及を図るため、不動産団体等への保証会社利用促進の依頼を行います。
- 万が一の場合に身元引き受けを行っているNPO団体等の発掘、紹介を行います。

4 養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備

養護老人ホームや軽費老人ホームは、経済的理由や家庭環境により、居宅での生活が困難な高齢者を受け入れる施設であるとともに、社会福祉法人等、公的な法人が運営する施設として、高齢者が安心して生活できる住まいを提供しています。

養護老人ホームは、精神障害者、薬物・アルコール中毒患者、刑務所出所者など、地域の中で生活することが困難な高齢者のための施設として重要な役割を担っています。現状では定員を下回っている施設も多く、その機能を十分に活用できているとは言えない状況にあり、入所対象となる高齢者の把握と、入所が必要な方の確実な措置が求められています。

軽費老人ホームについては、特別養護老人ホームが中重度者の受入れ施設として特化する中、要介護度が比較的低い方の受け皿として期待されています。そのため、公的な役割を担う社会福祉施設として、介護需要にも十分に対応できるような体制の整備が必要とされています。

また、これまでA型、B型、ケアハウスの三類型が併存してきましたが、今後はケアハウスに一本化する観点から、現に存するA型（経過的軽費老人ホーム）については、建て替えの機会などに順次「ケアハウス」に移行していくこととします。

なお、本県における施設整備状況は、養護老人ホーム、軽費老人ホームともに65歳以上人口10万人あたりの定員数が近県で最も多いことから、基本的には現状の定員を維持しながら、地域の実情に応じて弾力的な対応を行うこととします。

【具体的な取組】

- 入所対象となる高齢者の把握と措置が円滑に行われるよう、養護老人ホームのあり方について市町村と協議を進めます。
- 定員については、現状維持を基本としつつ、過疎化が深刻な一部地域における高齢者の住まいや雇用確保の観点での取組を支援するため、必要に応じて弾力的な対応を行います。
- 入所者の要介護状態に合わせた「特定施設入居者生活介護」の指定を進めます。
- 老朽化施設の大規模修繕・改築支援を行います。

[養護老人ホーム整備目標数]

| 区 分 | 平成29年度末(2017)現在 | 平成32年度(2020)整備目標 |
|---------|-----------------|------------------|
| 養護老人ホーム | 960床 | 現状程度 |

[軽費老人ホーム整備目標数]

| 区 分 | 平成29年度末(2017)現在 | 平成32年度(2020)整備目標 |
|----------------|-----------------|------------------|
| 軽費老人ホーム(ケアハウス) | 1,676床 | 現状程度 |
| 軽費老人ホーム(A型) | 210床 | 現状程度 |

5 低所得高齢者対策の推進

介護保険サービスの利用者負担額について、市町村が行う各種の低所得者対策（利用者負担対策）を支援します。併せて、特別養護老人ホームについては、比較的費用負担の少ない従来型多床室の整備も引き続き行っていきます。

また、要介護度は低いものの見守り等が必要なため、居宅での生活が困難な低所得の高齢者が軽費老人ホームに入所するに当たっての支援を行うほか、低所得の世帯であっても入居可能な低廉な高齢者向け住宅が供給されるよう取り組みます。

【具体的な取組】

- 介護保険サービスに関しては、社会福祉法人等が行う生計困難者に対する利用者負担額の軽減等の各種軽減措置に対し、市町村が行う助成等を支援します。
- 低所得者であっても過度の負担を感じることなく特別養護老人ホームに入所できるようユニット型個室だけではなく、地域の実情に応じて従来型多床室の整備も行います。
- 低所得者の入所を支援するため、経済的な理由等で在宅生活が困難な高齢者の受入先である軽費老人ホームに対し、利用料補助を行います。
- サービス付き高齢者向け住宅の事業者に対して、国の整備費補助や税制優遇等に関する情報提供を行い、より低額な家賃設定の住宅が供給されるよう取り組みます。

6 災害時の介護サービスの確保

災害発生時には、高齢者・障害者など「災害時要配慮者」が大きな被害を受ける危惧があります。

そこで、災害が発生した場合、県、市町村、関係団体等が協力し合いながら、災害時要配慮者の安全を確保するとともに、介護サービス等必要な支援が継続できるよう連携を推進します。

【具体的な取組】

- 災害時に福祉施設利用者が必要な支援を継続して受けられるよう、県、市町村、関係団体とが連携し、平時から災害発生時の福祉的支援について協議し、災害発生時に迅速に対応できるようにするためのネットワークづくりを推進します。
- 災害時に施設が近隣の災害時要配慮者を避難者として受け入れ、または介護サービスの事業者が利用者に支援を実施するよう、市町村と事業者との間で災害協定を締結する取組を促進します。

7 介護給付費の適正化

高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の増加、介護給付費の増大、及び介護保険料の高騰し続けている中、介護保険制度の円滑な運営を持続していくためには、介護サービス費用の適正化を図っていく必要があります。

各保険者（市町村）が取り組む介護給付費の適正化に係る取組への支援に関して、県の取組方針や県が取り組む施策及びその目標については、「第4期群馬県介護給付適正化計画（平成30～32年度（2018～2020）」を別途策定し、保険者（市町村）と県及び県国民健康保険団体連合会が一体となって、効果的な適正化事業に取り組んでいきます。

[介護給付適正化事業(主要5事業及び重点1事業)]

| 取組の視点 | 事業の内容 | |
|----------------------------------|------------------|------------------------------------|
| I 要介護認定の適正化 | 主 要 事 業 | ①要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック） |
| II ケアマネジメントの適切化 | | ②ケアプランの点検 |
| III 事業者のサービス提供体制 及び介護報酬請求の適切化 | | ③住宅改修の点検（着工前後の訪問調査）、福祉用具購入・貸与の実態調査 |
| | | ④医療情報との突合・縦覧点検 |
| | | ⑤介護給付費通知 |
| | 重点 | 国保連給付適正化システムデータ、給付実績の活用 |

8 平成37年度(2025)の介護サービスの推計

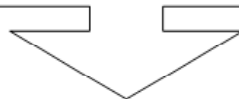
平成37年度(2025)の介護サービスの推計は、以下の流れにより各市町村が見込んだものを集計したものです。

- ①被保険者数は、各市町村が保有する将来人口推計等を活用して推計しています。
- ②認定者数や介護サービスの見込み量は、現状から想定されるサービスの見込みに加え、施設整備計画や在宅サービスの充実等、地域包括ケアシステムの構築に向け、第7期計画期間中の市町村が行う施策の効果を想定して推計しています。

(推計の流れイメージ)

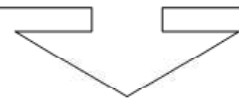
A 給付実績(サービスごとの利用者数、利用回(日)数、給付費の27、28及び29実績(見込)の整理

○介護保険事業状況報告を活用した給付実績の整理



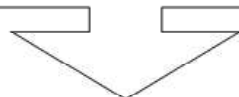
B 人口及び要介護認定者数の推計(平成37年度)

- ①各市町村のもつ推計人口と現状の認定状況の推移を踏まえて自然体推計
- ②自然体推計した認定者数に各市町村ごとの第7期計画における施策を反映して推計



C 施設・居住系サービスの見込量の推計(平成37年度)

- ①居住系サービスは、推計した要介護認定者数から、現状の推移を踏まえて推計
- ②施設・居住系サービスの利用者数については、各市町村ごとの将来の世帯状況や今度の動向等を見据えた第7期計画におけるサービス整備の方針等を踏まえて推計



D 在宅サービス等(施設・居住系を除くサービス)の見込量の推計(平成37年度)

○要介護認定者数からCの利用者数を除いた対象者数から、現状の推移を踏まえて推計した利用者数に各市町村ごとの第7期計画における施策を反映して推計

